

議案第 16 号

平成 25 年度鳩山町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度鳩山町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,143 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,652 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」による。

平成 26 年 3 月 3 日提出

埼玉県比企郡鳩山町長

小 峰 孝



議案第 号

平成 25 年度鳩山町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度鳩山町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,143 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,652 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」による。

平成 26 年 3 月 3 日提出

埼玉県比企郡鳩山町長 小 峰 孝 雄

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		3,682	△376	3,306
	1 分担金	3,682	△376	3,306
2 使用料及び手数料		5,153	1,200	6,353
	1 使用料	5,153	1,200	6,353
3 国庫支出金		7,247	△559	6,688
	1 国庫補助金	7,247	△559	6,688
4 県支出金		4,000	△1,100	2,900
	1 県補助金	4,000	△1,100	2,900
6 繰越金		550	245	795
	1 繰越金	550	245	795
7 諸収入		301	47	348
	2 雑入	300	47	347
8 町債		11,400	△600	10,800
	1 町債	11,400	△600	10,800
歳 入	合 計	32,795	△1,143	31,652

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 施設管理費		4,430	1,416	5,846
	1 施設管理費	4,430	1,416	5,846
3 施設整備費		26,467	△2,759	23,708
	1 施設整備費	26,467	△2,759	23,708
5 予備費		300	200	500
	1 予備費	300	200	500
歳 出	合 計	32,795	△1,143	31,652

第 2 表 地 方 債 補 正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	11,400	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	5.0%以 内(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	政府資金、そ 他の金融機関 の資金につい てはその融資条件 による。 ただし、財政 等の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、若しくは繰 上償還又は低利 に借り換えるこ とができる。	10,800	補正前に同じ		

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	3,682	△376	3,306
2 使用料及び手数料	5,153	1,200	6,353
3 国庫支出金	7,247	△559	6,688
4 県支出金	4,000	△1,100	2,900
6 繰越金	550	245	795
7 諸収入	301	47	348
8 町債	11,400	△600	10,800
歳入合計	32,795	△1,143	31,652

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 施設管理費	4,430	1,416	5,846	0	0	1,200	216
3 施設整備費	26,467	△2,759	23,708	△1,659	△600	△376	△124
5 予備費	300	200	500	0	0	0	200
歳出合計	32,795	△1,143	31,652	△1,659	△600	824	292

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金			(項) 1 分 担 金		(単位：千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1浄化槽設置費分担金	3,682	△376	3,306	1浄化槽設置費分担金	△376	○浄化槽設置費分担金 当初の設置予定は25基に対し、実際の設置基数が23基となったことによる減額
計	3,682	△376	3,306			

(款) 2 使用料及び手数料			(項) 1 使 用 料			
1浄化槽使用料	5,153	1,200	6,353	1浄化槽使用料	1,200	○清掃及び収集運搬料 当初の清掃及び収集運搬の見込み量に対し、実施数量が増加したことによる増額
計	5,153	1,200	6,353			

(款) 3 国庫支出金			(項) 1 国庫補助金			
1浄化槽設置整備事業費補助金	7,247	△559	6,688	1浄化槽設置整備事業費補助金	△559	○浄化槽設置整備事業費補助金 当初の設置予定25基に対し、実際の設置基数は23基となったことによる減額
計	7,247	△559	6,688			

(款) 4 県支出金 (項) 1 県補助金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1浄化槽整備事業費奨励補助金	4,000	△1,100	2,900	1浄化槽整備事業費奨励補助金	△1,100	○浄化槽整備事業費奨励補助金 浄化槽転換促進奨励するため、当初の配管費15基、処分費10基の見込みに対し、実施したのは配管費10基、処分費は9件となったことによる減額
計	4,000	△1,100	2,900			

(款) 6 繰越金 (項) 1 繰越金

1繰越金	550	245	795	1前年度繰越金	245	○前年度繰越金 前年度決算における剰余金を受け入れるもの	245
計	550	245	795				

(款) 7 諸収入 (項) 2 雑収入

1雑収入	300	47	347	1雑収入	47	○消費税及び地方消費税還付金 平成24年度分の消費税及び地方消費税の確定の還付金	47
計	300	47	347				

(款) 8 町 債

(項) 1 町 債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1下水道債	11,400	△600	10,800	1浄化槽市町村設置整備事業債	△600	○浄化槽市町村設置整備事業債 施設整備対象事業費（標準工事費）に対し17/30以内 で借入れる起債	△600
計	11,400	△600	10,800				

3 歳 出

(款) 2 施設管理費

(項) 1 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国 支 出	県 金	地方債				
1浄化槽管理費	4,430	1,416	5,846			1,200	216	13 委託料	1,416	浄化槽清掃業務委託料 1,416
						(使) 清掃及び収集運搬料 1,200				
計	4,430	1,416	5,846			1,200	216			

(款) 3 施設整備費

(項) 1 施設整備費

1浄化槽整備費	26,467	△2,759	23,708	△1,659	△600	△376	△124	15 工事請負費	△1,659	浄化槽設置工事 △1,659
				(国) 浄化槽設置整備事業費補助金 △559				19 負担金、補助及び交付金	△1,100	補助金 △1,100 浄化槽転換促進奨励補助金 △1,100
				(県) 浄化槽整備事業費奨励補助金 △1,100						
				(地) 浄化槽市町村設置整備事業債 △600						
				(分) 浄化槽設置費分担金 △376						
計	26,467	△2,759	23,708	△1,659	△600	△376	△124			

(款) 5 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 支 出	県 金	地 方 債				
1予 備 費	300	200	500				200			
計	300	200	500				200			